

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
＜保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等＞

No	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>保険会社の経営を支えるのは、その従業員の労働です。</p> <p>このため、従業員が将来年次有給休暇を取得することができるというのは、保険会社の経営の健全性に影響を与える費用と評価すべきだと思います。</p> <p>したがって、「未認識過去勤務費用」に未消化の年次有給休暇に関する費用を含めるべきだと思います。</p>	<p>ご意見として承らせていただきます。</p>